

様式第7号（第8条関係）

伊予市入札監視委員会定例会議（第1回）議事概要

開催日時及び場所		令和5年8月24日（木）午後2時00分 伊予市役所 2階 会議室1	
出席委員の氏名及び職業		委員長 渡邊 政広（愛媛県建設技術支援センター理事長 愛媛大学名誉教授） 委員 西田 和真（西田和真税理士事務所 税理士） 委員 北田 隆（北田隆事務所 公認会計士）	
対象期間		令和4年10月1日～令和5年3月31日	
抽出案件		総件数5件	（備考） 抽出方法 入札契約方法別に無作為に案件を抽出。 北田委員が案件を抽出。
内 訳	一般競争入札	1 件	
	指名競争入札	2 件	
	随意契約	2 件	
委員会からの意見・質問と それに対する回答等		意見・質問	回答等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容		無作為に抽出された5案件について、それらの入札及び契約手続き等が適正に執行・運用されているか審議した結果、疑義は何ら生じなかった。	

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.1）

契約方法	一般競争入札
件名	中山小学校教室棟長寿命化改良工事
履行場所	伊予市中山町出淵地内
種別	建築
概要	<p>建物概要</p> <p>1. 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>2. 階数 3階建て</p> <p>3. 床面積 1,348.56㎡</p> <p>4. 建築面積 597.39㎡</p> <p>※上記建物の長寿命化に伴う改良工事</p>
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊予市に本店を有するA等級及びB等級の者は何者か。</li> <li>・建築工事業において、伊予市に本店を有し、下請け発注額が許可されている特定建設業の許可を受けている者は何者か。</li> <li>・入札公告2(1)カ・キで特定建設業の許可と建設業者格付けがB等級以上の資格対象要件を設定することにより、対象者数にどのような影響を与えたか。</li> <li>・多数該当者数がいたにもかかわらず、2者しか応募がなかった理由は何が考えられるか。</li> <li>・落札業者の等級を教えよ。</li> <li>・工事の具体的な内容や難易度はどのようなものか教えよ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A等級が7者、B等級が4者である。</li> <li>・10者である。</li> <li>・当該資格要件を設定することにより、B等級で特定建設業許可を有する者が3者増加し、入札参加対象者は10者となった。</li> <li>・手持ち工事などの理由により応募が少なかったものと考えられる。</li> <li>・A等級である。</li> <li>・工事内容は、学校の寿命を延ばすために構造体以外の学校設備の更新工事（最も寿命の長い構造体に合わせ、配管設備その他寿命の短い設備を更新する工事）を実施するが、省エネルギー化やバリアフリー化も併せたものとなる。工事の難易度は、新築工事と比べて学校を継続して使用しながらの工事となる点で、騒音や安全面、実施時期などの配慮が必要のため、少し難しいと思われるが、入札要件に該当する事業者で十分施工できるものとなっている。</li> </ul>

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.2）

契約方法	指名競争入札
件名	双海中学校バス運行業務
履行場所	伊予市双海町地内
種別	その他業務
概要	<p>1. 通学バス運行業務 315日/年</p> <p>2. 労務管理業務 315日/年</p> <p>3. 通学バス維持管理業務</p>
意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3者辞退と辞退者が多い理由は何が考えられるか。</li> <li>・ 伊予市に運送業務（旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業等）を登録している事業者は何者か。</li> <li>・ 受注者は、これまでも当該業務を継続して受注してきた事業者か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務に係る人員の確保が困難なことや、双海地域以外に本店を有する事業者の場合、事業所から業務地までに要する燃料費や時間が双海地域の事業者と比較して余分にかかるため、割に合わないと判断したことが理由として考えられる。</li> <li>・ 伊予市に運送業務の入札参加者資格がある者は14者である。本業務については、運送業務のうち旅客自動車運送事業を行っている者を指名している。</li> <li>・ 受注者は、これまでも当該業務を受注してきた地元事業者である。辞退者が多いことと関連するが、業務地が過疎地域という事もあり、新規事業者の参入は難しいものと推察する。</li> </ul>

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.3）

契 約 方 法	指名競争入札
件 名	公共施設可燃ごみ収集運搬業務（B区分）
履 行 場 所	伊予市地内（大平、中村、森、尾崎、灘町及び米湊地区）
種 別	その他業務
概 要	大平、中村、森、尾崎、灘町及び米湊地区の指定する区域の公共施設から排出される一般廃棄物のうち、可燃ごみの収集運搬をする業務
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A区分からE区分までの中でB区分だけが突出して落札金額が低くなっているが、何か事情があるのか。</li> <li>・ 契約金額が予定価格と比較して大幅に低くなっているが、その差額の内容・具体的金額差を教えよ。</li> <li>・ 落札率が低いことにより、業務遂行にあたり問題が生ずることはないのか。</li> <li>・ 取り抜けとなる落札件数を1ではなく2件としている理由を教えよ。</li> <li>・ 取り抜け方式の適用により、結果的に5業務が5事業者に決まったという事か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者の拠点の位置によって運搬距離が相違するなどの理由で、事業者間の積算に差が出たものと推察する。</li> <li>・ 本業務については、ごみ運搬先と収集物の変更に伴い、可燃ごみと廃プラスチック類の収集運搬業務を別発注とし、仕様書を大幅に変更し、併せて、巡回する公共施設の区分を効率的に集約する見直しも行った。予定価格については、このような経緯を踏まえて実績のある市内事業者からの見積りを基に算定した。受注者から契約金額の内訳書を求めているので具体的な金額差は不明だが、受注者においては適正な積算をした上で受注意欲を示したものと推察する。</li> <li>・ 一般的に落札率が低い場合、業務の品質確保に支障をきたすおそれがあると考えられるが、本業務においては、問題なく履行されている。このような落札率が低い受注の場合には、適正な業務遂行がなされているかを注視するようにしている。</li> <li>・ 取り抜けとなる落札件数を1件とすると、参加者が少数になることが予想され、競争性が確保できない恐れがあったため、2件とした。</li> <li>・ 1事業者が1業務、2事業者が2業務ずつ受注した。</li> </ul>

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.4）

契 約 方 法	随意契約	
件 名	伊予市要介護認定調査業務	
履 行 場 所	伊予市地内	
種 別	その他業務	
概 要	<p>要介護認定調査業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問調査依頼書等の受理</li> <li>2. 訪問調査の日程調整</li> <li>3. 訪問調査の実施</li> <li>4. 訪問調査票の作成・提出</li> <li>5. 訪問調査に係る進捗状況の管理</li> <li>6. 発注者からの照会に対する対応</li> <li>7. 他市町からの依頼に基づく訪問調査</li> <li>8. 認定調査の中止に係る対応</li> <li>9. 調査業務の内容等の記録・保管</li> </ol>	
	意見・質問	回 答
	<p>・受注者の実態が良くわからない。同法人の売上規模、業務実績、職員数、その他同法人の業務遂行能力が妥当であると判断した具体的根拠を教えよ。</p> <p>・受注者以外に随意契約を結んでもいような適格事業者はいなかったのか。また、愛媛県から指定を受けた法人はどのくらいあるのか。複数あるとすれば、決めた理由は何か。</p>	<p>・当該事業者は、主に伊予市及びその周辺地域を対象に、子育てや高齢者、障がい者の支援、福祉関連団体運営支援、地域共生社会づくり等を行いながら、子どもの健全な育成と保護者の負担軽減、福祉サービスの質向上、地域福祉の推進を図り、公益に寄与することを目的として設立されている。職員数は少数だが、介護保険法に基づく要介護認定調査事業や福祉関連団体運営支援事業などを実施している。</p> <p>また、要介護認定調査事務の実施にあたっては、介護保険法第24条の2第1項の規定により、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして、都道府県知事が指定する「指定市町村事務受託法人」へのみ委託することができる。当該事業者は令和3年4月1日に愛媛県知事からその指定を受けているので、これをもって業務遂行能力があるものと判断している。</p> <p>・愛媛県から指定を受けた上記法人は、2事業者いるが、当該事業者以外の事業者はすでに他市の受託法人として調査業務を行っているため、他に契約できる事業者はなく、市内事業者である当該事業者と随意契約をした。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予定価格の算定はどのようにしているか。</li><li>・ 第2回見積高はどのような意味があるのか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 予定価格については、新規の調査件数や、認定期間が終了する者の件数等により調査件数を推計し、必要な調査員数を想定し、事務費や賃借料を加味して積算している。</li><li>・ 第1回見積高が予定価格を上回っていたので、第2回見積を実施し、第2回見積高が採用された。</li></ul>
--	---

伊予市入札監視委員会定例会議議事概要別紙（事案No.5）

契 約 方 法	随意契約
件 名	地方税共通納税システム対象税目拡大に伴う 総合行政システム改修業務
履 行 場 所	伊予市地内
種 別	その他業務
概 要	<p>税制改正に対応するための改修</p> <p>1. 総合行政システム改修</p> <p>(1)軽自動車税システム</p> <p>(2)固定資産税システム</p> <p>(3)収納消込システム</p> <p>(4)滞納整理システム</p> <p>(5)電子申告システム</p> <p>2. 共通納税インターフェースシステム連携対応</p> <p>3. その他業務帳票修正対応</p> <p>(1)介護保険料</p> <p>(2)後期高齢者医療保険料</p> <p>4. 軽自動車税納税証明書の作成条件の追加</p>
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当システムの基幹システムが受注者だったので、改修業務を当該事業者と随意契約したという理解でよいか。</li> <li>・そもそも熊本市に本店を有する当該事業者と契約した経緯を教えてください。</li> <li>・システム改修の費用算定は難しいと思われるが、予定価格の算定はどのようにしているか。また、仮に他の自治体でも同様の業務をしているとすれば、他の自治体における報酬額と比較するなどして、金額が適正かどうかのチェックをしているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お見込のとおりである。</li> <li>・平成26年に伊予市基幹系電算システム更新検討委員会が設置され、公募型プロポーザル方式により応募者5者が伊予市住民情報システム更新業務に関する企画提案をし、選定委員会によって、その中から当該事業者を受託候補者として選定し、契約することとなった。</li> <li>・見積金額を基に予定価格を算定している。また、当該事業者は県下の他自治体でも同様の業務をしている。導入に際し、対応税目数や使用するシステムが異なっており、明確な比較をすることは困難だが、同様の人件費単価により積算されていることを確認している。</li> </ul>